

資料編

1 関連法令

(1) 老人福祉法第20条の8

(市町村老人福祉計画)

- 第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
 - 3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。
 - 4 市町村は、第二項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。
 - 5 厚生労働大臣は、市町村が第二項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。
 - 6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。
 - 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
 - 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 9 市町村は、市町村老人福祉計画（第二項に規定する事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

- 10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(2)介護保険法第117条

(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - 二 各年度における地域支援事業の量の見込み
 - 三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項
 - 四 前号に掲げる事項の目標に関する事項
- 3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
 - 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策
 - 三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計
 - 四 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項
 - 五 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

- 六 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項
- 4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第百十八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。
- 8 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。
- 9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 12 市町村は、市町村介護保険事業計画（第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 13 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 介護保険制度改正の概要

(1) 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律

(令和元年5月22日公布)

●NDB、介護DB等の連結解析等【高確法、介護保険法、健康保険法】

医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）と介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）について、各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備（審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等）を行う。

●高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等【高確法、国民健康保険法、介護保険法】

75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行う。

(2) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

(令和2年6月12日公布)

●地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

●地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】

- ①認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ②市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

●医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ①介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
- ②医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を、安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

●介護人材確保及び業務効率化の取組の強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ①介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ②有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

(3) 第8期計画において配慮すべき記載事項

『全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議』開示資料より

1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- 2025・2040年を見据えた、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等。

2 地域共生社会の実現

- 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組。

3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- 一般介護予防事業の推進に関して、「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施。
- 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示としての就労的活動等。
- 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて、計画を策定。
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等。）
- 在宅医療・介護連携の推進における、看取りや認知症への対応強化等の観点。
- 要介護（要支援）者に対するリハビリテーションの目標は、国で示す指標を参考。

- PDCA サイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備。

4 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すための5つの柱。(普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等。)
- 教育等、他の分野との連携に関する事項。

5 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性。
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気な高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策。
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性。
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組。

6 災害や感染症対策に係る体制整備

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性。

3 計画策定の経過

開催日時	内容
令和元年12月 ～令和2年1月	高齢者保健福祉計画・介護保険保健事業計画策定のための基礎調査
令和2年4月21日 ～5月8日	・計画策定に係る事業調査（高齢者施策に関わる事業把握のための庁内調査）
令和2年4月24日	第1回介護保険運営協議会（書面開催） ・次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定における基礎調査について ・令和2年度高齢者福祉・介護保険事業の概要について
令和2年5月29日	第2回介護保険運営協議会（書面開催） ・次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定における基礎調査について ・ふじパワフル85計画V進捗状況について
令和2年6月26日	第3回介護保険運営協議会 ・次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る現状と課題の整理 ・令和元年度高齢者福祉・介護保険事業の実施状況について
令和2年7月17日	富士市高齢者対策庁内連絡会 ・高齢者の現状と課題について ・次期計画策定について
令和2年7月31日	第4回介護保険運営協議会 ・次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の基本理念等について ・介護保険の状況について（給付分析・被保険者数等）
令和2年9月18日	第5回介護保険運営協議会 ・次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（計画案） ・次期介護保険料金設定の考え方
令和2年10月20日	介護サービス相談員との意見交換会
令和2年10月23日	第6回介護保険運営協議会 ・高齢者保健福祉計画（最終案） ・介護保険事業計画（最終案）
令和2年11月19日	次期計画内容についての静岡県によるヒアリング
令和2年12月15日 ～令和3年1月15日	パブリック・コメント制度による意見募集
令和3年2月12日	第7回介護保険運営協議会（書面開催） ・パブリック・コメント制度による提出意見について ・第8期介護保険料の設定について

4 富士市介護保険運営協議会

(1) 富士市介護保険条例（抜粋）

平成12年3月24日条例第21号
最終改正 令和2年12月15日条例第45号

第4章 介護保険運営協議会

(設置)

第13条 本市が行う法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画の策定並びにこれらの計画における施策の実施及び評価について協議するため、富士市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第14条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第15条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(規則への委任)

第16条 この章に定めるもののほか協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(2) 富士市介護保険に関する規則（抜粋）

平成 13 年 3 月 30 日規則第 20 号
最終改正 令和 2 年 12 月 15 日規則第 59 号

第 6 章 運営協議会

(運営協議会の所掌事務)

第 39 条 条例第 13 条の富士市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市町村介護保険事業計画及び市町村老人福祉計画の策定並びにこれらの計画における施策の評価に関すること。
- (2) 保険給付及び地域支援事業の種類、内容その他の施策の実施に関すること。
- (3) その他介護保険事業の適正な運営に関すること。

(委員の委嘱)

第 40 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 介護給付等対象サービスを行う事業者を代表する者
- (3) 被用者保険等保険者を代表する者
- (4) 保健・医療・福祉に関する学識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第 41 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 42 条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 43 条 協議会の庶務は、保健部介護保険課で処理する。

(委任)

第 44 条 この章に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(3) 富士市介護保険運営協議会委員名簿 (平成30～令和2年度)

(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会) 令和3年3月31日現在

区分	氏名	所属等
(被保険者代表) ※規則第40条第1号		
第1号被保険者	平山 裕子	富士市民生委員児童委員協議会
〃	加藤 崧	富士市生涯学習推進会連合会
〃	宮地 學	市民委員
〃	岡田 朝子	市民委員
第2号被保険者	富田 忍	富士地区労働者福祉協議会
〃	渡邊 京子	市民委員
〃	中村 菜穂美	市民委員
(事業者代表) ※規則第40条第2号		
サービス事業者 (居宅／社福・医療法人)	齊藤 雄介	富士市介護保険事業者連絡協議会 (特別養護老人ホーム月のあかり 施設長)
サービス事業者 (居宅／民間法人)	梶原 徳夫	富士市介護保険事業者連絡協議会 (有)梶原ケアコーポレーション 代表取締役)
(被用者保険等代表) ※規則第40条第3号		
組保管掌健康保険	海野 陽之	全国健康保険協会静岡支部
〃	朝比奈 正	静岡県自動車整備健康保険組合
(保健・医療・福祉学識経験者) ※規則第40条第4号		
医師	勝又 秀樹	一般社団法人 富士市医師会
歯科医師	近藤 正明	一般社団法人 富士市歯科医師会
薬剤師	清水 慶子	一般社団法人 富士市薬剤師会
主任介護支援専門員	大塚 芳子	富士市介護支援専門員連絡協議会 (富士市東部地域包括支援センター センター長)
福祉分野	増田 樹郎	愛知教育大学 名誉教授 (社会福祉学)
(市長が認める者) ※規則第40条第5号		
40歳未満の市民	鳥居 祥子	一般社団法人 富士青年会議所

5 介護保険サービス一覧

居宅サービス

※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援1・2の人が利用できる介護予防サービスの名称です。

	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
訪問を受けて利用する	訪問介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが自宅を訪問して、介護や炊事・掃除等の身のまわりの援助をします。	※介護予防・日常生活支援総合事業にて実施
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車等で自宅を訪問して、看護師等が入浴介助を行います。	その他の施設における浴室利用が困難な場合、入浴車で自宅を訪問して介護予防を目的とした入浴介護サービスを提供します。
	訪問看護 介護予防訪問看護	看護師等が自宅を訪問して、看護の支援をします。	看護師等が自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話または必要な診療の補助を行います。
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	専門職が自宅を訪問して、リハビリテーション等を行います。	専門職が自宅を訪問して、介護予防を目的としたリハビリテーション等を行います。
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。	医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。
通所して利用する	通所介護（デイサービス）	デイサービスセンター等に通り、入浴、排泄等の介護や機能訓練等が受けられます。	※介護予防・日常生活支援総合事業にて実施
	通所リハビリテーション（デイケア） 介護予防通所リハビリテーション	医療機関や介護老人保健施設に通い、リハビリテーションが受けられます。	医療機関や介護老人保健施設に通い、介護予防を目的としたリハビリテーションが受けられます。
短期間入所する	短期入所生活介護（ショートステイ） 介護予防短期入所生活介護	短期間、介護老人福祉施設等に入所して、入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練が受けられます。	短期間、介護老人福祉施設等に入所して、介護予防を目的とした入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練が受けられます。
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	短期間、介護老人保健施設・介護療養型医療施設に入所して、看護・介護及び機能訓練等が受けられます。	短期間、介護老人保健施設・介護療養型医療施設に入所して、介護予防を目的とした看護・介護及び機能訓練等が受けられます。
居宅での暮らしを支える	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。	介護予防を目的とした福祉用具を借りることができます。
	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	福祉用具の購入ができます。	介護予防を目的とした福祉用具の購入ができます。
	住宅改修費支給 介護予防住宅改修費支給	手すりの取付けや段差の解消等小規模な改修費用を支給します。	介護予防を目的とした手すりの取付けや段差の解消等小規模な改修費用を支給します。
在宅に近い暮らし	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等の特定施設に入居している人が、介護や機能訓練、療養上の世話を受けられます。	有料老人ホーム等の特定施設に入居している人が、介護予防を目的とした介護や機能訓練、療養上の世話を受けられます。

地域密着型サービス

※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援1・2の人が利用できる介護予防サービスの名称です。
 ※原則として他の市町村のサービスは利用できません。

	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
住み慣れた地域での生活を支援する	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ホームヘルパーや看護師等が、定期的に巡回もしくは通報により自宅を訪問して、介護や炊事・掃除等の身のまわりの援助、療養上の世話または診療の補助（主治医が認めた場合のみ）をします。	利用できません。
	夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーが自宅を訪問して、介護や日常生活の世話をを行います。	利用できません。
	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の高齢者がデイサービスセンター等に通うことで、介護や機能訓練等が受けられます。	認知症の高齢者がデイサービスセンターに通うことで、介護予防を目的とした介護や機能訓練等が受けられます。
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、訪問や泊まりのサービスを組み合わせて、介護や機能訓練等が受けられます。	通いを中心に、訪問や泊まりのサービスを組み合わせて、介護予防を目的とした介護や機能訓練等が受けられます。
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、介護や機能訓練等が受けられます。	(要支援1の人は利用できません)
	地域密着型 特定施設入居者生活介護	小規模な有料老人ホーム等（定員29人以下）に入所している人が、介護や機能訓練等が受けられます。	利用できません。
	地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホーム（定員29人以下）に入所している人が、介護や機能訓練等が受けられます。	利用できません。
	看護小規模多機能型居宅介護	「小規模多機能型居宅介護」で利用できるサービスに、訪問看護を組み合わせたサービスです。	利用できません。
地域密着型通所介護	小規模なデイサービスセンター等（定員18人以下）に通い、入浴、排泄等の介護や機能訓練等が受けられます。	利用できません。	

施設サービス

※要支援1・2の人は利用できません。

	サービスの種類	
施設に入所する	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	日常生活全般について常に介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。 ※原則として要介護3～5の人が利用できます。
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定している人が自宅へ戻れるようにリハビリに重点を置いたケアが必要な人が入所します。
	介護医療院	病状が安定し、長期の療養を必要とする人が、医療や介護を受けながら生活するために入所します。
	介護療養型医療施設 (療養病床等)	病状が安定し、長期の療養を必要とする人が、医療や介護を受けるために入所します。 ※令和5年度末までに廃止・転換が予定されています。

6 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 一般介護予防事業（65歳以上の全ての人）

地域の互助を活かし、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、介護予防に資する体操等を実施し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で健康で自立した生活を送ることを目的とします。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

居宅サービス

※基本チェックリストとは、日常生活で必要となる機能の状態を確認する全25項目からなる調査票で、生活機能の低下のおそれがある高齢者を早期把握するためのツールです。

訪問を受けて利用する	サービスの種類	事業対象者 (要支援1・2、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人)
	介護予防訪問介護相当サービス	訪問介護員が自宅を訪問し、身体介護や生活援助、見守り援助等を行います。
	健康づくりヘルパー	訪問介護員が自宅を訪問し、生活援助（買い物、調理、洗濯、掃除等）を利用者とともにを行います。
	短期集中型訪問指導	保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士、理学療法士等が自宅を訪問し、体力改善や生活改善に向けた指導を最大で6か月行います。
通所して利用する	サービスの種類	事業対象者 (要支援1・2、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人)
	介護予防通所介護相当サービス	介護保険事業所等に通って利用する、介護予防を目的としたサービスです。送迎付きで食事や入浴、その他の必要な日常生活上の支援が受けられ、運動やレクリエーション等を行います。
	健康づくりデイサービス	介護保険事業所等に通って利用する介護予防を目的としたサービスです。希望により送迎も受けられます。4時間程度のデイサービスで、運動やレクリエーション、趣味活動等を行います。

7 用語解説

あ行

医療情報との突合

介護給付を支払った請求について、医療給付情報と突合し、請求内容を確認するものです。突合の結果、過誤と判断されたものについては、必要な処理を行います。

運転経歴証明書

運転免許証を自主返納した際に、受け取ることができる証明書です。なお、自主返納後5年以上経過している人や交通事故等により免許取り消しとなった人は、証明書の交付を受けられません。

エンディングノート

人生の最期を迎えるにあたり、自身の思いや希望を家族に伝えるために書き残すものです。

オーラルフレイル

口腔に関する衰えの放置等により、口腔機能の低下から、摂食・嚥下の障害、心身の機能低下につながる負の連鎖のことです。

か行

介護給付適正化計画

介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な事業としていくため、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「住宅改修・福祉用具点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付通知」の5つの事業を中心に、取組方針と成果指標を定めるものです。

介護サービス情報公表システム

インターネット上で全国約21万か所の介護サービス事業所の情報を公開する仕組み。事業所の情報は都道府県が行い、厚生労働省のホームページで閲覧することができます。

介護予防基本チェックリスト

高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、心身の機能の状況をチェックする調査票です。生活機能の低下の恐れがある高齢者を早期に把握し、介護予防・日常生活支援総合事業へつなげることにより、状態悪化を防ぐためのものです。全部で25項目あります。

介護予防サポーター

お住いの地域の公会堂等で、介護予防を目的とした高齢者向けの運動教室や料理教室を運営するスタッフです。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度上の市町村が行う地域支援事業の一つ。市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指します。

協議体（第1層協議体、第2層協議体）

地域課題やニーズを把握し、課題解決に向けた活動を推進するため、住民や様々な専門分野、行政を含めて構成された組織・ネットワーク。市全域を範囲とした第1層協議体と、小学校区を基本とする小圏域を範囲とした第2層協議体があります。

健康づくりヘルパー

介護保険法第115条の45第1項第1号にイに規定する第1号訪問事業に位置付けられる事業で、市が指定する事業者が緩和した基準により実施するサービスとして、利用者が居宅において、自立した日常生活を続けられるよう、必要な日常生活の支援を行うサービスです。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造を有し、安否確認、生活相談サービスを提供する民間住宅です。介護保険サービスを利用するときは、別途契約を行う必要があります。

市民後見人

親族や専門職、社会福祉協議会の職員等を除く、一般市民による後見人です。資格はありませんが、養成講座の受講等により、一定の知識を身につけることが必要です。

社会資源

地域社会での問題を開設したり、福祉・介護のニーズを充足するために活用される各種の制度、施設・設備、事業者、団体、個人等が有する知識や技術の総称です。

若年性認知症

65歳未満で発症する認知症を言います。

住宅改修

介護保険の認定を受けた方が利用できるサービスで、手すりの取付けや段差解消などの住宅改修を行う際に、20万円を上限としてその費用の保険給付分が支給されます。

住宅型有料老人ホーム

生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。

介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能です。

生活支援体制整備事業

地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実を図るための事業です。「生活支援コーディネーター」と「協議体」を設置し、地域の互助を高め、住民主体によるサービスの活性化を進め、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを目指します。

縦覧点検

介護保険サービスの給付状況について、複数月にまたがる請求明細書の確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認します。確認結果に基づき、過誤調整を行います。

手段的日常生活動作（IADL）

Instrumental Activities of Daily Living の略。日常生活を送る上で必要な動作のうち、買い物や洗濯、電話、薬の管理、金銭管理、趣味活動等、日常生活上の複雑な動作のことです。

生活・介護支援サポーター

地域のインフォーマルサービスの担い手として、ゴミ出しや買い物、掃除、話し相手等、介護保険制度ではまかないきれない活動を行うボランティアです。生活・介護支援サポーターになるための養成講座が開設されています。

生活支援コーディネーター（第1層コーディネーター、第2層コーディネーター）

高齢者の生活支援や介護予防の基盤整備を推進するため、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた調整機能を持つ人。市全域を対象に生活支援の担い手の養成やサービスの開発等をする第1層コーディネーター、日常生活圏域においてニーズとサービスのマッチング等をする第2層コーディネーターがあります。

成年後見制度

判断能力の不十分な人を保護するための民法上の制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。介護保険サービスの利用や財産の管理等について支援します。

た行**地域医療構想**

地域医療構想は、将来人口推計を基に2025年（令和7年）に必要となる病床数（病床の必要量）を4つの医療機能ごとに推計した上で、地域の医療関係者の協議を通じて病床の機能分化と連携を進め、効率的な医療提供体制を実現する取組です。

2014年（平成26年）6月に成立した「医療介護総合確保推進法」に基づき、2018年（平成30年）4月から始まった第7次医療計画の一部として位置付けられました。

地域ケア会議

医療、介護等の多職種や地域住民等が協働して高齢者の個別課題の解決や、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげるなどの役割を果たす会議です。

地域密着型サービス

介護保険サービスのうち住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスです。原則として、富士市民だけが利用できます。また、事業者の指定は市町村が行います。

な行**ナッジ理論**

文章の表記や表示方法等を工夫することで、人の心理に働きかけ、自らより良い選択を取れる等に手助けする方法です。元来は経済学の理論ですが、幅広い分野で人の行動に働きかけるものとして、活用されています。

認知症カフェ

認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場のことです。参加者の団らんや相談、情報交換を目的としています。

認知症ケアパス

認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいかをあらかじめ市民に明示したものです。認知症の人の状態に応じたサービス提供の流れがわかります。

認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を見守り応援者となる「認知症サポーター」を養成する講座です。受講者には「オレンジリング」をお渡しします。

認知症推進施策大綱

高齢化に伴い認知症の人が増えていくと考えられることから、「共生」と「予防」を両輪とした施策を推進するための基本方針を定めたもの。令和元年6月18日に認知症施策推進関係閣僚会議において、とりまとめられました。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのことであります。

ノーマライゼーション

障害の有無や性別、年齢等の違いに関わらず、当事者の主体的な生活や権利が保障された生活環境を表す概念です。

は行

福祉用具貸与・購入

福祉用具貸与は、要支援・要介護の認定を受けた人が日常生活において自立支援や介護者の負担軽減のために必要な用具を貸与するサービスです。

福祉用具購入は、要支援・要介護の認定を受けた人が日常生活において必要な用具のうち「貸与に馴染まないもの」の販売を行います。具体的には「腰掛便座」、「自動排泄処理装置の交換可能部品」、「入浴補助用具」、「簡易浴槽」、「移動用リフトの吊り具の部分」になります。

ふれあい・いきいきサロン

地域のまちづくりセンターや集会所等において、ボランティアとともにおしゃべりや健康体操等を楽しみながら住民同士が交流を深め、孤独感や不安感の解消、介護予防の促進を図るところです。

訪問型サービスC

管理栄養士や歯科衛生士、作業療法士等の専門職が高齢者の居宅を訪問し、生活機能の向上に向けた相談指導を行うサービスです。基本的に、3～6か月の短期間で集中的に行います。

保険者機能強化推進交付金

介護保険事業のPDCAサイクルによる取組の一環で、自治体への財政的インセンティブとして、市町村の取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援するために、平成29年度に創設された交付金です。

や行**悠容クラブ（老人クラブ）**

地域ごとに、概ね 60 歳以上の高齢者で組織され、老後の生活を健全で豊かなものにし、生きがいを生みだし、高齢者の福祉を高めるための活動を行うことを目的に、教養講座、健康づくり、レクリエーション、社会奉仕活動等を行う親睦団体です。

わ行**ワーク・ライフ・バランス**

「仕事と生活の調和」を目指した、働き方や社会構造の見直しを目指す概念です。